

別記様式第6号

足利市入札適正化委員会議事概要（平成26年度 第1回）

開催日及び場所	平成26年7月29日（火） 午後2時00分～4時00分 足利市役所 特別会議室	
委員	小林 康昭 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 荘司 円香 委員	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日	
抽出案件	4件	(備考) 総件数 149件 一般競争入札 74件 指名競争入札 71件 随意契約 4件
一般競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
会議の概要 (1) 入札及び契約手続の運用状況等について (事務局より説明) ◇発言の要旨 ●委員 資料記載の最低制限価格及び低入札調査基準価格についての表（における金額）は、建設工事と建設コンサルタントで共通のものであるか。 ○事務局 共通のものである。（ただし、建設コンサルタントには、低入札調査基準価格は適用しない） （続いて事務局より説明） ◇発言の要旨 ●委員 市街地整備課と道路河川課の両課で道路工事があるのは、区分は何か。 ○事務局 市街地整備課所管の道路工事については、区画整理区域内の道路工事である。 ●委員 学校関係の工事を、建築住宅課が担当しているのはどういうことか。 ○事務局		

依頼工事として学校管理課から依頼を受けて、工事を発注している。

(2) 抽出事案の審議

事案抽出の当番委員から抽出理由の説明があり、その後審議に入る。

①足利市公共下水道 福居町地区溢水対策工事その2

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

変更減額後、約半額になった経緯と、発注するときになぜ判らなかったのか説明していただきたい。

○事務局

工事箇所は、大雨や集中豪雨があると冠水が起こる箇所であり、一時水を貯めるための管径2mの貯水管を埋設する工事を行っている。

本工事は、溢水箇所から水を取る装置、設備を作る工事として発注した。

光ケーブルが埋設してあることは分かっていたが、試掘の結果、光ケーブルが今回の構造物に危険を及ぼす箇所にあることが分かり、NTTと協議したところ、光ケーブルをすぐに移設できないとのことであった。

そこで請負業者と協議し、工場で作成していた製品の納入と、NTTのケーブルと離れた箇所のみ施工する工事とした。

●委員

この工事はまだ終わっていないということか。

○事務局

新年度に、残りの工事を別途発注して、現場の方は完了している。

●委員

別途発注した工事は本案件と同じ業者が請け負ったのか。

○事務局

新たに指名をして、指名競争入札を行った。

②渡良瀬運動場ソフトボール場改修工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

変更増額を加えると当初予定金額を超えてしまうが、変更理由がソフトボール協会との協議により水飲み場の移設等の増工が必要になったためとあるが、発注の際に、工事の内容に加えることはできなかったのか。

○事務局

このソフトボール場が、ねんりんピックの会場となるため、ソフトボール場の正規規格とすべく改修工事を発注した。

市民スポーツ課とソフトボール協会と事前協議をして設計したが、工事実施にあたり現場の立会いの結果、内野の土と芝の割合の変更、水飲み場の移設工事が加わり、増額となった。

ねんりんピック大会の会場であることを踏まえ、利用しやすいほうがよいという判断のもとで設計変更した。

●委員

行政全体として、スポーツ関係だけでなく、文化関係においても（そのような）協会等との線引きを整理する必要がある。スポーツ施設の整備、計画、設計、設計変更の際にどういう関与の仕方を認めるのか。コンサルタントの際にも設計する前に意見を聞いておいた方がよいという認識なら、そうすべきである。今後も後々で設計変更等の事態が起きるのではないか。

○事務局

ソフトボール協会からは、あくまで要望と捉えている。それを変更するかどうかは行政で判断し、より便利になると判断でき、予算内であれば設計変更を行っている。言われたことをすべてやるという判断ではない。

●委員

ソフトボール協会の要望で設計変更を行っても、市民に納得していただけると判断したということですね。それならば、設計の段階でソフトボール協会に確認しておくべきだった。

国においても、国立競技場の設計変更の話があるので、設計時によく協議するべきである。

③奥戸町地内認定予定道路 道路改良工事（２種）

（事務局より説明）

◇発言の要旨

●委員

増額の割合が大きい。大雪の影響で倒木した樹木及び倒木の恐れのある撤去処分が必要となったためとあるが、これも事前に分かるのではないか。２９％も増額してしまうのは疑問が残る。

○事務局

将来的に市道に認定する予定道路で、現状は砂利道である。

当初工事の際には、竹等は道路には倒れてこないだろうと判断し工事を発注した。しかし、今年の設定以上の大雪の影響で、隣接の竹等が道路に覆いかぶさり、工事に支障をきたすため、伐採・倒木材の撤去が必要となり３割近い変更増となった。

工事内容を踏まえ、別途発注が難しいことから、変更契約とした。

④中川浄水場膜ろ過施設整備事業 膜ろ過装置設置工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

プロポーザル方式ということで、きちんとした手順によって契約されたと推測できるが、金額が3億5千万近いということで、当委員会で取り上げたほうがいいと考えて抽出した。1次審査、2次審査とあったが審査委員会は具体的にどのような方々で構成されているのか。

○事務局

委員が合計8名おり、委員長が上下水道部長、副委員長が総務部長、その他委員が生活環境部長、都市建設部長、水道庶務課長、下水道課長、工務課長、外部有識者の8名である。

●委員

外部の有識者とはどんな方なのか。

○事務局

大学の工学部の教授である。

●委員

微生物等も除去できる膜ろ過装置と技術を特定しているが、会社の特許か何かあるのか。

それぞれメーカーで技術があると思うが、受注者は何か納得する特許を持っているのか。

○事務局

金額や維持管理などを踏まえて一番優れていたため選んだ。

●委員

現在施工中であるのか。

○事務局

現在製作中である。まだ現場には入っていない。

◇まとめ

(抽出事案の入札関係の業務が概ね適正に執行されていたか?)

●委員

宇都宮で起きた談合事件のようにならないように注意していただきたい。

●委員一同

(概ね適正であったと判断することで異議なし。)